

## 外国人住民に関する制度が変わります

問い合わせ先 市民課（台志庁舎）

☎(248)1113

7月9日から住民基本台帳法の一部が改正され、現在の外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となります。

### 【主な変更点】

・外国人住民も住民票を作成します。  
日本人と外国人が同一世帯の場合に

は、世帯全員が記載された住民票が作成され、住民票の写しが発行できます。

・外国人登録証に代わって「在留カード」または「特別永住者証明書」を交付します。

・他の市町村へ転出する場合は、転出届の手続きを行わない、転出証明書の交付を受けてください。

### 住民票を作成する対象者

対象区分	対象者の内容
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間や短期滞在・外交・公用の在留資格以外の外国人
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者
その他	一時庇護許可者・仮滞在許可者・出生による経過滞在者 国籍喪失による経過滞在者

### 在留カードまたは特別永住者証明書への更新時期

対象区分	更新時期
特別永住者	次回切替期限日までに市役所で交付申請
永住者	改正後3年以内に地方入国管理局で交付申請
上記以外	改正後の在留資格または在留期間の更新時に地方入国管理局で在留カードを交付

### 法改正に伴い、住民基本台帳カードの継続利用が可能になります

・住民基本台帳カードをお持ちの人で、住所変更（転入、転居、転出）の手続きをする場合は、住民基本台帳カードをご持参ください。  
・外国人住民の住民基本台帳カードの交付などは、平成25年7月以降になる予定です。

ご存じですか

## 国民年金保険料の免除制度

問い合わせ先

健康づくり推進課 国民年金班（西合志庁舎） ☎(242)1183  
熊本西年金事務所 ☎(355)3260-1

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度が、次の3種類あります。

### ●納付が困難なときは

#### 保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

### ●30歳未満の人は

#### 若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

### ●学生は

#### 学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

いずれも審査対象者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。



## 健康づくり推進員養成講座参加者募集

申し込み・問い合わせ先

健康づくり推進課 健康企画班  
（西合志庁舎） ☎(242)1183

市民の皆さんに健康を普及することができるよう、健康づくり推進員を養成します。健康になりたい人、健康づくりに興味のある人は、ぜひご参加ください。

### 健康づくり推進員とは…

健康に関心が高く自分の健康づくりを実践したい人、また、習得した知識を地域に普及できる担い手として

て活動できる人です。

#### ●場所 ふれあい館

●時間 午前10時～11時30分

#### ●申込方法

7月31日（火）までに電話でお申し込みください。後日、説明会を開催します。参加の決定は、説明会後でもかまいません。

開催予定日	テーマ	主な学習内容
9月3日(月)	開講式	オリエンテーション 体組織計測 個人カルテ作成
10月1日(月)	あなたは健康ですか	最近の健診結果を見て自分の健康を振り返る
11月5日(月)	運動実習	運動を始めてみましょう
12月3日(月)	ヘルシーお正月料理	過食傾向はありませんかあなたに必要なカロリーは
平成25年1月8日(火)	市民の健康実態	市民に多い病気 医療費の実態
平成25年2月4日(木)	運動実習	自宅でできる簡単な筋トレをやってみましょう
平成25年3月4日(月)	自殺予防月間	こころの健康について考えてみましょう
平成25年4月2日(火)	健康づくり事業	4月からの健康づくり事業についての紹介
平成25年5月7日(火)	健診で体のチェック	特定健診やがん検診を受けましょう
平成25年6月3日(月)	おやつや嗜好品	おやつやお酒の上手な摂り方
平成25年7月1日(月)	あなたの健康の変化	学習を通して健康になりましたか 体組織計測
平成25年8月5日(月)	閉講式	学習した知識をボランティアで生かしてみませんか

## 合志市国民健康保険事業 平成24年度第1期

## 水中運動、アクアシェイプアップ教室受講生募集

問い合わせ先

健康づくり推進課 健康企画班（西合志庁舎） ☎(242)1183

水中運動は、浮力・水圧・抵抗の作用で楽に体を動かすことができ、水中運動を続けることによって生活習慣病予防に効果があります。この機会に水中運動をはじめませんか。

### 【対象者】

合志市国民健康保険に加入している人で、滞納のない人（国民健康保健事業の一環です）。

※原則として40歳（平成25年3月31日までに40歳になる人）以上の人。  
※心疾患など医師より運動制限がある人はご遠慮ください。

### 【とき】

① 水中運動教室

9月7日～11月30日（祝日除く）

全12回 毎週金曜日

午後2時30分～4時

② アクアシェイプアップ教室

9月5日～11月28日（祝日除く）

全12回 毎週水曜日

午後7時30分～9時

### 【内容】

ユーパレス弁天 室内温水プール

アクアビクス、水中リラクゼーション



ン、栄養講話など（アクアシェイプアップ教室の方が、水中運動教室より若干運動強度が強くなります）。

【募集人員】 ①45人 ②15人

定員を過ぎた場合は、抽選となります。

### 【参加料】 無料

### 【申込方法】

保険証と印鑑を持参の上、西合志庁舎健康づくり推進課へお申し込みください。（電話不可）

【申込期限】 8月10日（金）まで